

持続可能な消費

持続可能な消費に関する世の中の流れ

○「持続可能な開発」

将来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させるような開発
(1987年 環境と開発に関する世界委員会報告書「Our Common Future」)

○東京都消費生活条例(平成6(1994)年10月6日公布)前文

事業者、消費者及び行政が、経済社会や環境に及ぼす影響を配慮すること、都や事業者の責務、社会の一員としての消費者の役割等を示し、「健康で安全かつ豊かな生活を子孫に引き継ぐ」という持続可能な社会の構築を目指すことを示した。

○第一次環境基本計画(平成6(1994)年12月16日閣議決定)

現代の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式の在り方を問い直し、生産と消費のパターンを持続可能なものに変えていく必要がある。
⇒環境への負荷の少ない製品の利用、適正なリサイクル(使用済製品の再使用、回収・再利用の促進)

○ESD(Education for Sustainable Development: 持続可能な開発のための教育)

- ・環境、貧困、人権、平和、開発といった現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組む(think globally, act locally)ことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動
- ・平成14(2002)年の国連決議により、平成17(2005)年から平成26年(2014)年までを「国連持続可能な開発のための教育の10年」とされた。

○消費者教育推進法

平成24(2012)年12月、消費者教育の推進に関する法律(消費者教育推進法)が施行され、消費者が、自らの消費行動が現在や将来の世代にわたって社会経済情勢・地球環境に影響を及ぼし得ることを自覚し、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会として「消費者市民社会」の概念が示された。

○持続可能な開発目標(SDGs)

平成27(2015)年9月、「国連持続可能な開発サミット」が開催され、「我々の世界を変革する:持続可能な開発のためのアジェンダ」が採択された。
・その中で「持続可能な開発目標(SDGs)」が掲げられ、目標の一つとして「目標12持続可能な生産消費形態を確保する」としている。



○東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会 持続可能性に配慮した調達コード基本原則

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会は、平成28(2016)年1月に持続可能性に配慮した調達コード基本原則を定め、原材料調達・製造・流通・使用・廃棄に至るまでのライフサイクル全体を通じて、環境負荷の最小化を図るとともに、人権・労働等社会問題などへも配慮された物品・サービス等を調達するとしている。

倫理的消費

○「倫理的消費」(エシカル消費)

- ・人や社会・環境に配慮した消費行動
(「消費者基本計画」平成27(2015)年3月24日閣議決定)
- ・平成27(2015)年5月から、消費者庁において、倫理的消費の内容やその必要性等について検討し、国民の理解を広め、日常生活での浸透を深めるためにどのような取組が必要なのかについて調査研究を行う「『倫理的消費』調査研究会」を開催している。

○「倫理的消費」(エシカル消費)の言い換え

- ・「倫理的消費」調査研究会の中間とりまとめ(平成28年6月)では、「倫理的消費」について、言い換えの提案もあったが、意見の一致をみず、「人、社会、環境、地域に配慮した様々な消費活動の総称」として倫理的消費が使用されているとしている。
- ・消費者庁は、「倫理的消費」調査研究会の最終報告に当たって、「倫理的消費」(エシカル消費)の趣旨が伝わる日本語表記案を一般募集している。

都が普及すべき「持続可能な消費」

○エコ(eco)からエシカル(ethical)へ

持続可能な消費は、従来の、環境にやさしい商品・サービスを選択するということから、国の消費者基本計画で示された、「人や社会・環境に配慮した消費行動(倫理的消費)」のように、環境への配慮だけでなく、被災地の復興や開発途上国の労働者の生活改善等の社会的課題に配慮した商品・サービスを選択することや、食品やエネルギーのロス削減等に配慮した消費行動など、持続可能な社会の実現に貢献する消費行動すべてを包含するものに広がってきている。

○東京都が普及すべき「持続可能な消費」

- ・東京都が普及すべき「持続可能な消費」とは、地球温暖化、天然資源の減少、生物多様性の確保などの環境問題、開発途上国の労働者の生活改善などの人権問題、その他被災地の復興支援、地産地消、障害者の雇用促進等、社会的課題解決につながる消費、「持続可能な社会の実現に貢献する消費行動すべて」とする。
- ・「持続可能な消費」の普及に当たっては、商品・サービスがどのように作られているか、自分の消費行動がどのように社会に影響・貢献しているかなど、消費者に意識してもらう必要がある。
- ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、「持続可能な消費」の普及策について検討する必要がある。